

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が保有するホームページに掲載するバナー広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第2条 本会ホームページに広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

(広告の種類と規格)

第3条 広告の種類はバナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦 55 ピクセル×横 180 ピクセルとする。
- (2) 形式は、GIF（アニメーション GIF 不可、透過 GIF 不可）及び JPEG とする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページで本会が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1月単位とする。

2 広告を掲載する開始日（以下、「掲載開始日」という）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。ただし、掲載開始日が休日に当たるときは、その翌日とする。

3 広告掲載の終了日（以下、「掲載終了日」という）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。ただし、掲載終了日が休日に当たるときは、その翌日とする。

4 広告掲載期間は、原則として年度単位とする。長期契約で年度をまたぐ求めがあった場合は、当該年度末までの契約を交わし、残りの期間は次年度以降継続契約を結ぶものとする。

(広告掲載料金)

第6条 広告掲載料金は、1枠につき1か月 5,000円（税別）とする。

- 2 掲載料金は毎年4月から3月までの12か月で計算し、期間途中からの掲載は、年度末までの掲載月数に月間の広告掲載料金を乗じた金額とする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下、「申請者」という）は、ホームページバナー広告掲載申込書（様式1）に必要事項を記入し、掲載しようとする広告原稿を電子メール又は電子記録媒体により添付して本会に申し込むものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- 3 本会は、提出された広告原稿が第2条の規定に反すると判断した場合は、申請者に修正、削除を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 本会は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 本会は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果についてホームページバナー広告掲載（非掲載）決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。
- 3 広告掲載希望が掲載枠を超えた場合は、先着順とする。

(広告内容)

第9条 広告のデザイン及び内容などは、本会ホームページのイメージを損なうことのないよう、申請者と調整してから掲載するものとする。

- 2 広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する場合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申請者が負担するものとする。

(広告掲載料金の支払い)

第10条 広告主は、本会が通知する請求により、指定する日までに、広告掲載料金を支払うものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

(掲載広告の取消し)

第12条 本会は、掲載した広告に支障が生じた場合、又は広告掲載料金が支払われなかったときは、広告掲載を取り消すことができる。

- 2 本会は、前項の掲載決定の取り消しをしたときは、ホームページバナー広告掲載取消書（様式3）により、その結果を広告主に通知する。

(広告中止等に伴う広告掲載料の取扱い)

第 13 条 前条により広告掲載を中止し、または契約を解除したときは、当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料は返還しない。

2 本会の責めに帰すべき事由により、5 日間 (60 時間) を超えて広告が掲載されなかったときは、広告主は、当該広告が 5 日間を超えて掲載されなかった日数に応じて、日割計算により 10 円未満の端数を切り捨てた額を請求することができる。

3 前項により生じた返還金は、請求者が指定した金融機関に振り込むこととする。

(免責事項)

第 14 条 本会は、広告掲載に伴い広告主に損害が生じた場合、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

附則

平成 25 年 8 月 1 日施行

平成 26 年 2 月 10 日改正

平成 27 年 1 月 23 日改正

平成 29 年 12 月 22 日改正